2-9　学校図書館と著作権

ＣＤ－ＲＯＭやＤＶＤの貸出，複写サービス，図書館だよりの作成等の図書館業務を行う際には，著作権法に反しないよう気を付けることが必要である。実際の業務に照らし合わせ，具体的事例を示した。以下，質問＆回答方式で学校図書館業務の中で著作権に関わってくると思われるケースを取り上げた。なお，これらは，平成１５年の改正を受け，平成１６年１月１日に施行，平成３０年一部改正（第３５条）された著作権法をもとにした記述である。

質問１　学校において，著作権者の了解を得ずに著作物を複製できるのはどのような場合か。

回答１　著作権法第３５条では，「授業の過程における使用に供することを目的とする場合には，必要と認められる限度において」複製できるとしている。この「授業の過程」には，通常の授業のほか，教育活動の一環として，文化祭や運動会のような学校行事が含まれる。ただし，趣味や自宅学習，任意の部活動や自主ゼミナール，広報への利用等は「授業の過程における使用」でないため，改めて著作権者の許諾を得る必要が出てくる。

質問２　誰でも複製ができるのか。

回答２　著作権法第３５条では，「教育を担当する者」及び「授業を受ける者」，つまり担当教員や児童・生徒自身が複写をすることができる。また，事務職員である学校司書が，担当教員から複製の箇所や部数等について具体的な指示を受けて複製をすることは認められると考えられる。

質問 3　教員から，国語の授業で読書会をするので作品集の中から一つの短編小説の全文コピーをクラス人数分してほしい，と言われた。してもよいか？

回答３　全文コピーは認められない。

このケースは，著作権法第３５条の「部数及び態様に照らし，著作権者の利益を不当に害すること」の条文に触れるものと思われる。そのため，たとえ読書会が授業の過程で行われるとしても，認められないことになる。また，全文ではなく，一部分ずつをコピーして回数を重ねても，結局は全文をコピーしたことになり，同様に認められない。ちなみに，「著作権者の利益を不当に害すること」にならない限度とは，一つの著作物の半分を超えない程度，とされている。作品集の中の作品は，その一つずつがそれぞれ独立した著作物であるので，その全文コピーは違法。

質問４　ある教員に，授業の教材として使うため，今日の朝刊のコラム記事をコピーさせてほしいと言われた。これはよいか？

回答４　基本的には，その記事の半分を超えない程度での複製に限られる。

新聞や雑誌等の記事もほとんどの場合その一つ一つがそれぞれ独立した著作物であり，著作権が働く。そのため，授業での使用であっても，ある記事の全文コピーは違法となる。基本的にはその記事の半分を超えない程度での複製に限られる。

ただし，「改正著作権法第３５条運用指針　令和３年度版（著作物の教育利用に関する関係者フォーラム）」ｐ17 に下記解説がある。

（全部を複製又は公衆送信しても著作権者等の利益を不当に害することとはならない可能性が高い例）

●新聞に掲載された記事等の言語の著作物

質問５　生徒に負担をかけないため，書店で買ったドリルの一部をコピーして授業での教材に使ってもよいか？

回答５　著作権者の利益を不当に害するため，コピーをとることは認められない。

いくら授業で使用するためであっても，著作権３５条の但し書きにより，その著作物の種類や用途，複製の部数や態様に照らして，著作権者の利益を不当に害することとなる場合は，コピーをとることは認められていない。ドリルのようなものの場合は，もともと生徒たちの利用を目的として販売されているものであるから，先生が１部だけ買って生徒の数だけコピーされたのでは，売れ行きに重大な影響を与えかねない。したがって，いくら教育のためといっても，市販のドリル等のコピーは認められない。

質問６　生徒に出す宿題で使用するため，図書についている歴史の年表をコピーしてプリントをつくる，というのはよいか？

回答６　基本的には可能。

宿題に際して著作物を複製することについては，授業の一環として「授業の過程における使用」の中に含めて考えることができるため，複写は可能。だが，その場合も，授業の副教材としての利用を目的として販売されているワークブックやドリル等は，著作者の経済的利益が損なわれると考えられるため，その複製は認められない。

質問７　ある教員に，教育雑誌や新聞等からコピーをとって職員室にいる教員に配りたいのだが，といわれた。これはよいか？

回答７　権利者の許諾を得る必要があると考えられる。

著作権法第３０条の規定では，私的使用の目的のための複製は認められているが，私的使用というのは「個人的に，または家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」における使用目的でなくてはならない。利用者の求めに応じて，その調査研究用に供するために，公表された著作物の一部の複製物を一人につき一部提供するため，複製する場合等については，権利者の許諾を得なくても自由に行うことができる。ただし，職員室にいる教職員に配布するような場合は私的使用の範囲を超えており，権利者の許諾を得る必要があると考えられる。

質問 ８　校内の合唱コンクールで使用するために，学校図書館所蔵の楽譜をコピーして使用してもよいか？

回答８　認められない。

楽譜のコピーは，どんな場合でも原則的に禁止されている。楽譜は，多くの種類を小部数印刷し，販売しているものであるから，これをコピーで済ませてしまうことは，楽譜の著作権者に大きな経済的損失を与えていることになる（著作権法第３５条の但し書き以下適用）。いくら学校教育のためとはいえ，この場合にはコピーは認められない。

質問９　図書館だよりに，人気マンガのキャラクターをカットとして使いたいが，これはよいか？

回答９　著作権者の許諾が必要。

このような場合には，原則として著作権者の許諾が必要。マンガのキャラクターは，基本的には美術の著作物にあたり，マンガの著作者の複製権が働く。したがって，どの雑誌のどの号に載っているか等を特定できなくても，そのキャラクターの絵は著作権で保護されていることになる。
ただし，市販のカット集は，コピーして利用されることを前提として出版されているので，自由に利用できる。

質問 10　図書館だよりに新刊書の紹介を載せるときには，何か許可が必要か？

回答 10　題名，著者名，あらすじ等だけを書くのであれば許可を得る必要はない。

図書館だよりに図書の紹介を載せる場合，題名，著者名，あらすじ等だけを書くのであれば何の問題もない。しかし，あらすじの範囲を超えて，いわゆるダイジェストといえるようなものにしてしまうと，それは二次的著作物のうちの翻案と考えられることもあり（法第２７条），無許可で行うと違法となるので気を付けたい。

質問 11　図書館だよりに本の表紙の画像をつけようと思う。本の表紙をコピー機でコピーしたり，便利で速いので，ウェブサイト上で表示された表紙の画像をコピーしてプリントアウトしたりして得たものを利用したいが，これはよいか？

回答 11　出版社の許可を得ることが必要となる。

本の表紙にイラストや写真が使われていれば，そこに著作権が存在することになるため，出版社の許可を得ることが必要となる。また，ホームページから画像をコピーする場合，著作権者の権利を侵していることになるため，許可が必要になる。勝手にホームページからの“切り取り／貼りつけ”を行ってはいけない。

質問 12　新聞・雑誌の記事や写真をコピーしたものを学校図書館ファイル資料としてもよいか？

回答 12　一部許諾の必要がない場合もあるが，ほとんどの場合に許諾を得る必要がある。

新聞や雑誌の記事もほとんどの場合著作物であり，新聞・雑誌自体が編集著作物になる。そのため，そのコピーは複製権の侵害（法第１２条）である。
ちなみに，コピーをしないで，新聞・雑誌の記事そのものをスクラップとしてファイル資料にすることは，複製ではないので自由にできる。

質問 13　テレビで放送された番組を録画して，学校図書館の視聴覚資料として保存してもよいか？
また，ビデオライブラリーとして利用してもよいか？

回答 13　著作権者の許諾が必要になる。

テレビ番組を録画して学校図書館の資料とするには，著作権者の許諾が必要。担任や教科の担当者が授業の課程で録画・利用することを条件に一定の限度内で許されているが，その場合も，利用後はすぐに消去することが求められる。
学習に利用する内容の番組とはいえ，学校図書館であらかじめ録画して保存しておくことやフィルムライブラリーを作ることも許されていない。ただし，教育委員会等の教育関係機関が作成して放送するものには，許諾を得なくても学校で複製・保存をすることが認められている場合もある。

質問 14　市販のビデオや音楽のＣＤをダビングしたものを，学校図書館の資料として保存してもよいか？

回答 14　オリジナルを購入して資料とすることは自由であるが，複製を資料として保存するためには，許諾が必要である。

質問 15　では，オリジナルのＤＶＤや音楽のＣＤやテープなら館外貸出をすることはできるか？

回答 15　**音楽のＣＤやテープは館外貸出ができるが，ＤＶＤは場合により違ってくる。**

音楽のＣＤやテープは，無料で貸出すことを条件に貸与が認められているので，自由に館外貸出をすることができる。ところが市販のＤＶＤ（中古で売られているものを含む）は，著作権者の許諾を得なければ貸出をすることができない。許諾を得ずにＤＶＤの館外貸出が認められているのは，公共図書館，公共の視聴覚ライブラリー等である（法第３８条第５項）。しかしこれらの施設も，無料で貸出すこと，著作権者に補償金を支払うこと等の条件がある。学校図書館では映画等のＤＶＤは，館内視聴であれば著作権法第３８条第１項の範囲内になるため利用できるが，貸出は自由には行えない。また例えば，団体から広報やＰＲのために無料で学校に配布されるＤＶＤも，いくら無料とはいえ，許諾を得る必要がある。ただし以下の場合は，学校図書館でも許諾なしに館外貸出が行える。

①（社）日本図書館協会から「著作権補償金処理済み」のＤＶＤを購入した場合。これは，公共図書館の補償金を支払うシステムが学校図書館にも適用されるからである。これにより購入したＤＶＤには，「個人視聴用貸与承認」というシールが貼られている。
②館外貸出をあらかじめ許諾している市販のＤＶＤ。パッケージにただし，公共図書館，学校内での無償上映については許可いたします。また，公共図書館，学校の個人利用者に対してのみ無償貸出ができます。」と明記されている。
③貸出を前提として使用料を上乗せしてあるＤＶＤ。このようなものを販売している会社もある。

質問 16　「朝の読書の時間」を設けているが，その時間にＢＧＭを流すことは可能か？

回答 16　**市販のものであれば認められる。**

非営利・無料の利用であるため，著作権法第３８条第１項により，ＢＧＭを流すことは可能である。ただし，市販のＣＤ等をダビングしたものを使うことは認められない。

質問 17　レンタルＤＶＤを使って図書館行事としてＤＶＤ上映会をすることはよいか？

回答 17　**認められない。**

レンタル店から借りたＤＶＤは，家庭内での個人の視聴を前提としたものであるので，学校図書館での上映は契約違反に問われることになる。
著作権法第３８条で，営利目的ではなく無料の場合であればＤＶＤ上映も許されるとされているが，それはあくまでオリジナルのＤＶＤに限ったことである。オリジナルであれば，学校図書館での上映も可能である。ただし，どんなＤＶＤでも上映できるわけではないことに注意する必要がある。日本図書館協会を通して購入した「著作権補償金処理済」のＤＶＤは，館外貸出は認めていても，上映は認めていないものもある。

質問 18　最近，本や雑誌に付録としてＣＤ－ＲＯＭがついていることが多いが，これらも貸出ができるのか？

回答 18　**動画が含まれていなければ，貸出は可能。**

ＣＤ－ＲＯＭ等電子媒体資料には，映像，音声，文字等マルチメディアを内容とするものがある。著作権法では，著作物が記録されている媒体ではなく，言語，音楽，映画，美術等，その著作物の性質によって取扱いを変えているため，“CD－ROMだからダメ”というものではない。取扱いの違いはあくまでも中身の違いによって生じるのであり，中身に動く映像（動画）が含まれているか否かが判断基準となる。中身に映画の著作物が含まれていなければ自由に閲覧・貸出を行うことができる。映画（動画）が含まれている場合は，映画のＤＶＤ等と同じで，館内視聴に関しては自由に行えるが，館外貸出を行うと法第３８条第5項に触れる恐れがあるため，控えるべきである。

質問 19　利用者の要求により，ＣＤ－ＲＯＭの情報をプリントアウトして提供する，というのは可能か？

回答 19　**学校図書館では認められない。**

プリントアウトというのは複製行為であり，これを行うには著作権法第 31 条の規定をすべて満たしていなくてはいけない。学校図書館ではこの条件をクリアできないため，プリントアウトをしての提供は違法になる。

質問 20　著作権について情報が得られる窓口にはどのようなものがあるか。

回答 20　**主に，以下のようなものが挙げられる。無料の電話相談を実施している場合もある。**

【国の機関】

・文化庁（http://www.bunka.go.jp）

【集中処理機構】

・日本複写権センター（http://www.jrrc.or.jp）

【関連団体】

・社団法人著作権情報センター（http://www.cric.or.jp）

＊著作権電話相談室（著作権テレホンガイド）

03-5333-0393　　※受付時間 10:00～12:00，13:00～16:00（土日，祝日を除く）

【参考　著作権使用許諾を得る】

実際に著作物使用許諾を得るまでの流れを示す。内容は書籍の場合なので，他メディアに関しては若干異なる箇所があると思われるので注意してほしい。

１．各出版社の代表，もしくは著作権担当部署の電話番号に電話。

２．各社の著作権担当部署で，口頭で使用する著作物とそれを収録する書籍，収録する目的について説明。
この時点で出版社側からその旨を文書で送付するよう言われるので，下記の要項を含む文書を作成。
このときに文書ではなく，発行後に著作物の送付をと言われる出版社もあるが，許可書の発行をしてもらえないことも考えられるので，文書のやり取りは必須。
ファックスで返信できる形で作成しておくとよい。

〇文書に記述する内容

- 収録したい図書の書籍名，著者名の書誌事項
- 収録する著作物，編著者名，販売目的の有無，印刷部数，収録媒体，収録する箇所・場面（必要ならば収録する頁枚数）
- 主な配布対象者と配布の目的（一般販売の場合は不要？）
- その他，出版社側が要求する内容

3．数日中に使用許可書が郵送またはファックスで送られてくるので以下の内容に注意し，著作物に収録する。

〇扱いの注意点

- 製作物の適当箇所に出典を明記する。
- 申し出た内容は厳守する。
- 他への転用，流用をしない。
- それ以外，出版社側が要請する内容

〈参考文献〉
『著作権テキスト』文化庁長官官房著作権課　2004
『学校教育と著作権』（ケーススタディ著作権　第１集）
『学校図書館と著作権質問&回答　改訂版』　森田盛行／著　全国学校図書館協議会　2001
『明解になる著作権 201 答』　吉田大輔／著　出版ニュース社　2001

2023.3.31

【参考　著作権の許諾願いについて】

著作物使用許可申請書

令和●年●月●日

株式会社　〇〇社
●●　●様

岡山県立□□高等学校
司書　　■■　■■
tel 086-XXX-XXXX　　fax 086- XXX-XXXX
〒710-XXXX 岡山県●区●●市△△町０００

下記のように著作物を利用したく，申請いたします。

１．利用したい著作物
『△△△△△△』　ＩＳＢＮ 4-00-000000-X
XXX　XX　さく　■■　■　やく

２．掲載する書籍について
『学校図書館実務の手引き』ＣＤ付属
岡山県高等学校教育研究会学校図書館部会が著作・編集。
販売目的はない。
印刷は１００部程度

３．掲載する媒体
書籍に付属したＣＤ

４．登場する場面
ブックトークの実例として映像をＣＤ媒体に入れて図書に添付。内，図書の紹介として表紙と文章の一部（数行程度）の朗読のシーンが映されている。

５．配布対象者
県内の学校図書館

６．配布の目的
県高等学校司書の仕事内容の確認及び学校司書不在の高等学校の図書担当教諭の仕事の一助として。

・上記の著作物利用については，著作権者に無許諾で使用できます。
・上記の著作物利用許可申請について，著作権者より回答がありました。
　・許諾します。　　・許諾しません。

但し，下記のことを条件とします。

年　　月　　日　　貴社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
ご住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
TEL：＿＿＿＿＿＿　FAX：＿＿＿＿＿＿
ご担当者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿